

○六ヶ所村スポーツ賞に関する規則

昭和50年4月17日
教育委員会規則第2号

改正 昭和59年12月5日教委規則第4号 昭和60年7月8日教委規則第1号
昭和63年5月20日教委規則第3号 平成12年3月16日教委規則第2号
平成14年9月25日教委規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、六ヶ所村民並びに六ヶ所村に所在する団体で、スポーツの振興及びスポーツ活動に優秀な成績をおさめたものを褒賞することを目的とする。

(褒賞を行う者)

第1条の2 褒賞は、六ヶ所村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(褒賞の範囲)

第2条 褒賞は、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

(1) 体育功労賞

- ア 社会体育の振興に尽くし、その功績の特にすぐれたもの
- イ 永年にわたり選手の養成及びスポーツ団体の育成指導に寄与し、その功績の著しいもの

(2) スポーツ賞

- ア 国際大会の代表選手
- イ 全国大会及び東北地区大会において優秀な成績をおさめたもの

(3) 優秀選手賞

県大会以上の大会で優秀な成績をおさめたもの

(4) スポーツ奨励賞

郡大会以上の大会で優秀な成績をおさめたもの

(5) 指導者賞

スポーツの指導者として、一般は5年、教職員は3年超えて郡大会以上の大会で優勝した選手又は、団体の育成に功績のあった者

(6) その他教育委員会が特に褒賞することが適当とみとめたもの

(決定の方法)

第3条 褒賞を受けるものの決定は別に定める。六ヶ所村スポーツ賞審議会の意見をきき、教育委員会が行う。

(褒賞の方法)

第4条 褒賞は、賞状及び記念品を贈って行う。

2 褒賞を受けたものの実績は、村の広報で公表する。

(褒賞の期日)

第5条 この褒賞は、毎年2月に行う。ただし、特別の理由があるときは、他の時期に褒賞日を変更することができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月20日から適用する。

附 則 (昭和59年12月5日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年12月5日から適用する。

附 則 (昭和60年7月8日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和60年1月1日から適用する。

附 則 (昭和63年5月20日教委規則第3号)

この規則は、昭和63年5月20日から施行する。

附 則 (平成12年3月16日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月25日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

六ヶ所村スポーツ賞に関する規則の運用要綱

(昭和50年4月17日)

改正 昭和56年2月6日教委要綱第2号
昭和59年12月5日教委要綱第4号
昭和60年7月8日教委要綱第1号

(目的)

第1 この要綱は、六ヶ所村スポーツ賞に関する規則（昭和50年教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）の適切な運用を図るため必要な事項を定めるものとする。

(褒賞の範囲)

第2 規則第1条並びに第2条に規定するものの運用範囲を次のように定める。

- (1) 規則第1条の「村民」とは村出身者で村外に居住するものを含むものとする。
- (2) 規則第2条第1号にいう「永年」とは5年以上経過したものをいい、若しくは、継続して5年以上優勝したものとする。
- (3) 規則第2条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号に該当する場合でも素行上問題のあるものについては除外するものとする。
- (4) 規則第2条第2号のうち全国大会及び東北大会において優秀な成績をおさめたものとは全国大会において8位以内に入賞し、東北地区大会において3位以内入賞したものをいう。

ここにいう、全国大会とは国民体育大会、全日本選手権大会、全国高校選手権大会、全日本中学校選手権大会、全日本大学選手権大会等をいい、東北地区大会とは、東北ミニ国体、東北高校選手権大会、東北中学校選手権大会、東北地区大学総合体育大会等をいう。

- (5) 規則第2条第3号については当該大会が権威あるものと認められた場合に限るものとし、優勝しない場合でも記録的に優秀なものには褒賞することができる。
ここに権威あるものとは例えば、高校総合体育大会、高校春季選手権大会、国体県予選、県下高等学校新人戦大会、県下中学校体育大会、県下中学校新人戦大会、NHK杯争奪戦青森県卓球選手権大会等をいい、優勝しない場合でも記録的に優秀なものとは例えば、陸上競技、水泳競技、重量挙げ、スケート競技等をいうものとする。
- (6) 規則第2条第4号のうち優秀な成績をおさめたものとは
 - ア 小、中学生については、郡大会で優勝若しくは、県南地区以上の大会等で3位以内入賞した者
 - イ 高校生については、県大会等で3位以内入賞した者
 - ウ 一般については、郡大会で優勝若しくは、県民体育大会等で準優勝以上の者をいう。

(推せんの方法)

第3 教育委員会は、褒賞を受けるものの推せんを六ヶ所村体育協会及び学校等から文書により受けるものとする。

(褒賞の種類)

第4 褒賞は、個人対象のものと団体対象のもの2種類とする。ただし、褒賞を受けた団体の一員で特に優秀であると認めたものには個人対象のスポーツ賞を贈ることができる。

(故人の褒賞)

第5 褒賞は、生存者のみを対象とする。ただし、褒賞を受けるものが決定通知を受けた後で死亡した場合は、追彰することができる。

(褒賞年度)

第6 褒賞年度は、1月1日から12月31日までとする。

(褒賞の重複)

第7 褒賞を受けたものが、年度を超えて褒賞に値する成績をおさめた場合、重ねて褒賞を受けることができる。

(記録の保存)

第8 褒賞を受けたものの記録は、氏名、性別、年齢、住所、実績の概要、その他必要事項を記入した台帳を作成して永久保存する。

(雑則)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則 (昭和56年2月6日教委要綱第2号)

この運用要綱は、昭和56年2月6日から施行する。

附 則 (昭和59年12月5日教委要綱第4号)

この要綱は、昭和59年12月5日から施行する。

附 則 (昭和60年7月8日教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和60年1月1日から適用する。